

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案の概要

近時の司法書士制度及び土地家屋調査士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、司法書士及び土地家屋調査士について、それぞれ、その専門職者としての使命を明らかにする規定を設けるとともに、懲戒権者を法務局又は地方法務局の長から法務大臣に改める等の懲戒手続に関する規定の見直しを行うほか、社員が一人の司法書士法人及び土地家屋調査士法人の設立を可能とする等の措置を講ずる。

1 骨子

- (1) 使命を明らかにする規定の新設（司法書士法第1条及び土地家屋調査士法第1条を改正）
司法書士及び土地家屋調査士について、その専門職者としての使命を明らかにする規定を設ける。
- (2) 懲戒手続に関する規定の見直し（司法書士法第6章及び土地家屋調査士法第6章等を改正）
ア 司法書士及び司法書士法人並びに土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人（以下「司法書士等」という。）に対する懲戒権者を法務局又は地方法務局の長から法務大臣に改める改正を行う。
イ 司法書士等に対して戒告の処分をしようとする場合にも、聴聞の手続を経ることとする改正を行う。
ウ 司法書士等に対する懲戒処分について除斥期間を定める規定を創設する。
- (3) 社員が一人の司法書士法人及び土地家屋調査士法人の設立を可能とする等の措置（司法書士法第5章及び土地家屋調査士法第5章等を改正）
社員が一人の司法書士法人及び土地家屋調査士法人の設立を可能とする等の改正を行う。

2 留意事項

- (1) 束ね法とする理由
現行の司法書士法及び土地家屋調査士法の構造は類似しており、両法案の改正の趣旨及び内容もほぼ同一であるため。
(先例)
昭和42年法律第66号、昭和60年法律第86号、平成14年法律第33号
- (2) 予算関連
本法案は、非予算関連法案である。
- (3) 閣議決定希望時期
平成31年3月15日
- (4) 施行日
平成32年8月（予定）

司法書士法及び土地家屋調査士法 の一部を改正する法律案の概要

現状

近年、司法書士及び土地家屋調査士を取り巻く状況が、大きく変化

(例)

- ✓ 簡裁訴訟代理等関係業務や成年後見・財産管理業務への司法書士の関与の増加
- ✓ 少子高齢化の進展や大規模自然災害の発生等を背景に問題となっている空家・所有者不明土地問題への対策について、専門家として参画
- ✓ 無料相談や地図作成等を通じた自然災害における復興支援への参画 など

他方、これに伴い、業務範囲が幅広いものとなったことを踏まえ、その使命を明らかにし、かつ、多様な懲戒事案に対応する必要

司法書士・土地家屋調査士の業務を行う法人制度の活用も不十分

改正の概要

司法書士及び土地家屋調査士を取り巻く状況を踏まえて、司法書士法及び土地家屋調査士法について、所要の改正を行う。

1. 使命の明確化

現行の司法書士法及び土地家屋調査士法における目的規定を削り、司法書士及び土地家屋調査士の使命を定める規定を創設する。

2. 懲戒手続の適正・合理化

① 懲戒権者を法務大臣とする

懲戒権者を「法務局又は地方法務局の長」から「法務大臣」に変更する改正を行う。

② 戒告処分における聴聞手続の実施

司法書士等に対して戒告の処分をしようとする場合にも、聴聞の手続を経ることとする改正を行う。

③ 懲戒処分についての除斥期間の設定

懲戒処分について除斥期間を定める規定を創設する。

3. 一人法人の許容

社員が一人の司法書士法人及び土地家屋調査士法人の設立を可能とする改正を行う。